

## 第7章

# 環境にやさしい行動指針

---

この章では、松阪市環境基本条例に示されている市民、市民団体、事業者、行政の役割を行動指針として示しています。



(\*のついた用語は巻末の用語解説をご覧ください。)

## 1. 指針策定の背景

ごみの問題や生活排水・事業所排水による川や海の水の汚れ、そして地球温暖化\*による地球環境問題など、今日の環境問題の多くは日常の生活や事業活動における環境への負荷の集積がその原因であるといえます。

私たちは、生きていくうえで環境に対して何らかの負荷をかけており、一部の限られた人たちが、環境に配慮した行動を一生懸命に行っても、全体として環境への負荷は飛躍的に改善されることはありません。行動内容の差はあっても、すべての人が環境に配慮した行動を実践することにより、全体として環境への負荷は軽減されるといえます。

このことから、日常生活や事業活動における環境に配慮した行動を実践するよりどころを示すことで、市民、市民団体、事業者、行政の各主体が、環境保全に対する意識を高め、具体的な取り組みに結びつけることを期待するものです。

## 2. 指針の位置づけ

環境にやさしい行動指針（以下「環境行動指針」）は、松阪市環境基本条例第 9 条第 2 項により、環境基本計画の一部として策定することが義務づけられています。また、第 11 条には、「環境行動指針への適合」として環境行動指針に従い環境に配慮した行動に努めることが明記されています。

環境基本計画は、市の総合計画の基本構想に即し、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な目標と施策の内容
- (2) 市、市民、市民団体及び事業者がうるおいある豊かな環境の保全と創造のために行動するうえにおいて配慮すべき指針（以下「環境行動指針」という。）
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

（松阪市環境基本条例第 9 条第 2 項より）

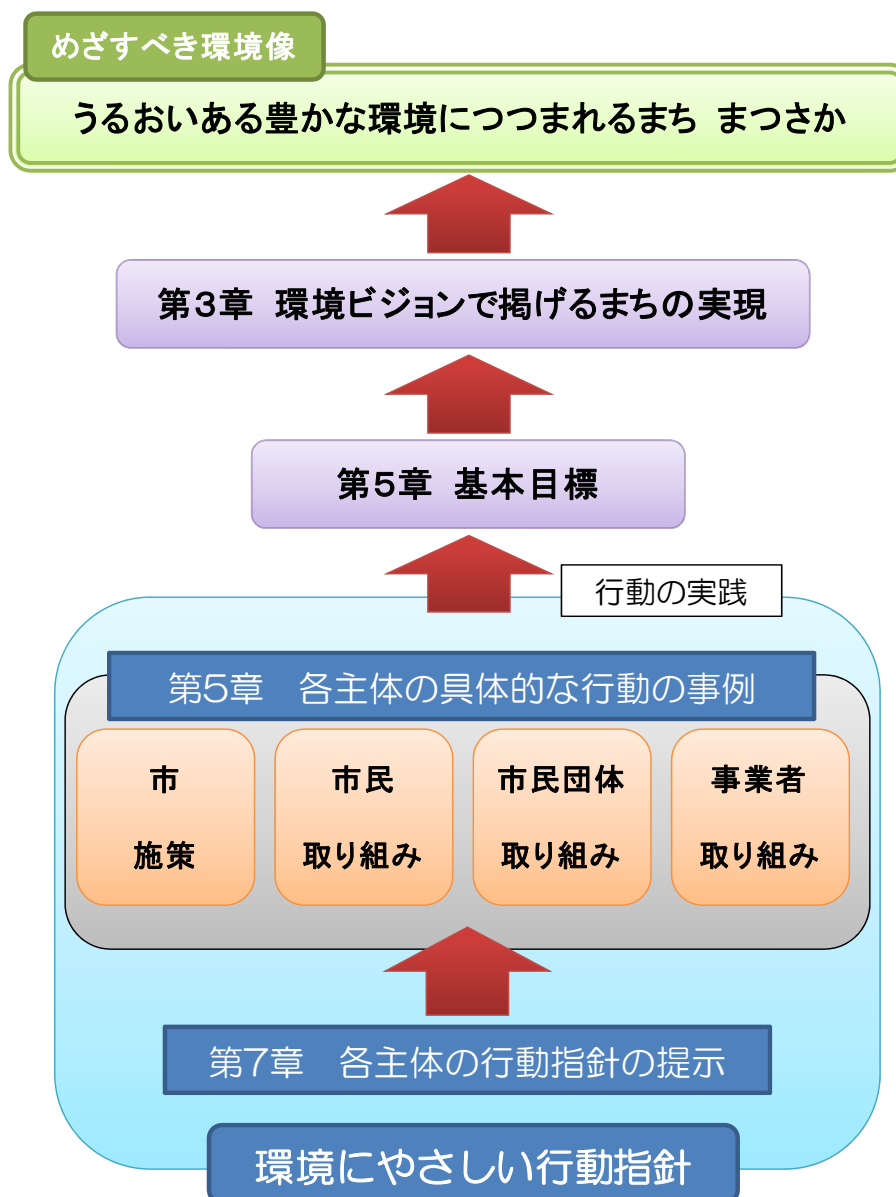
市民等は、日常生活や事業活動において環境行動指針に従い、環境に配慮した行動に努めるものとする。

（松阪市環境基本条例第 11 条より）

### 3. 指針の構成

環境行動指針は、松阪市環境基本条例に示されている市民、市民団体、事業者、市の役割を行動指針として示したものです。

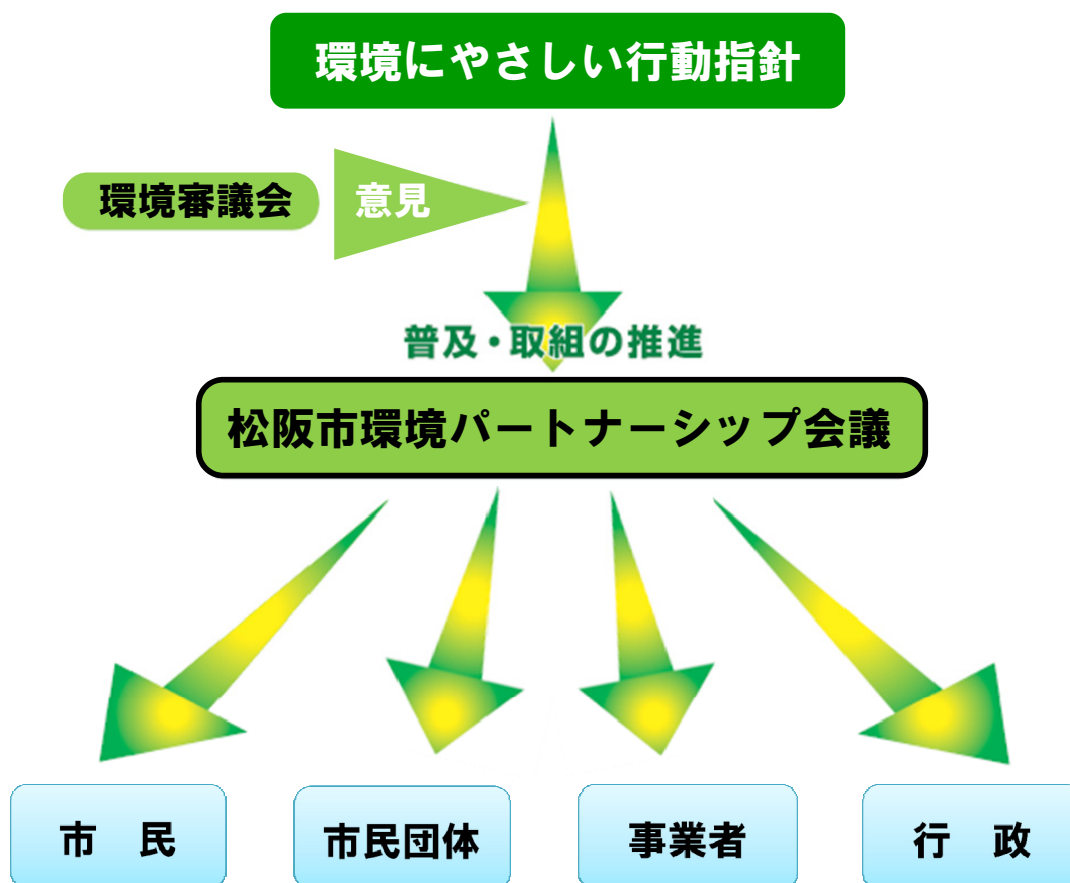
本環境行動指針は、めざすべき環境像である「うるおいある豊かな環境につつまれるまち まつさか」を実現するためのものであり、「環境ビジョン」に掲げたまちの実現に向けた行動を示すものとして構成されています。第5章では、環境行動指針で示す市民、市民団体、事業者それぞれの具体的な取り組みの事例として、市の施策と合わせて各主体の取り組みを記載しています。



## 4. 指針の推進

市域においては、環境に配慮した行動を率先して実践している市民や、そのような市民がリーダー的存在となって積極的に活動している市民団体も多くあります。また、市域で事業活動を行う事業者の中には、環境配慮に積極的に取り組んでいるところも少なくありません。このような活動は、行政も含めたそれぞれの主体が情報の共有と連携を図ることでさらに有益な活動となることが期待されます。

この環境行動指針は、「松阪市環境パートナーシップ会議」を推進母体として、さらに実効性あるものとして追加、見直しを行っていくとともに、多くの市民に指針に示された行動を広く普及するよう取り組みを推進するものとします。また、より専門的な立場での意見を参考にするため、適宜、環境審議会の意見を聴くものとします。



## 5. 市民、市民団体、事業者の行動指針

各主体ごとに取り組むべき行動指針を次のとおり示します。

### 市民の行動指針

1. 私たち市民は、めざすべき環境像・環境ビジョンを共有し、市民団体、事業者、行政と協働しながら、その実現に向けて努力していきます。
2. 私たち市民は、人も生き物もおいしく感じる水を取り戻し、守っていくために、森林の保全と林業の活性化に協力し、水環境の確保に努めます。
3. 私たち市民は、多様な生き物が暮らすことのできる自然を守り育てるため、動植物に対する理解を深め、その生息・生育環境を大切にします。
4. 私たち市民は、安全で健やかに暮らすために、生活排水による水質汚濁に気をつけるなど、マナーを守り近隣住民に迷惑をかけないように努めます。
5. 私たち市民は、松阪らしさを引き継ぎ伝えていける、快適で魅力あふれるまちをめざすために、歴史文化遺産などに対する理解を深め、環境にやさしい景観・空間づくりに努めます。
6. 私たち市民は、「もったいない」が生み出す資源を有効に利用できる地球にやさしいまちをめざすために、3Rの考え方、省エネルギー・新エネルギーについて理解を深め、環境負荷の小さい生活スタイルを心がけ、地球温暖化の防止に努めます。
7. 私たち市民は、20年・30年先の松阪の姿を考え、みんなで協力して行動していくために、環境に関する理解を深め、子どもたちにバトンタッチできるよう努めます。
8. 私たち市民は、上記に示す行動指針のほか、松阪市環境基本計画で示す環境にやさしい行動の実践に努めます。

## 市民団体の行動指針

1. 私たち市民団体は、めざすべき環境像・環境ビジョンを共有し、市民、事業者、行政と協働しながら、その実現に向けて努力していきます。
2. 私たち市民団体は、人も生き物もおいしく感じる水を取り戻し、守っていくために、森林づくり、水辺空間づくりに協力し、水環境の確保に努めます。
3. 私たち市民団体は、多様な生き物が暮らすことのできる自然を守り育てるため、自然環境に親しむ機会をつくるなど、動植物の生息・生育環境を守ります。
4. 私たち市民団体は、安全で健やかに暮らすために、近隣住民に迷惑をかけないように啓発するなど生活環境に関する対策に協力します。
5. 私たち市民団体は、松阪らしさを引き継ぎ伝えていける、快適で魅力あふれるまちをめざすために、歴史文化遺産などに対する理解を深め、環境にやさしい景観・空間づくりに協力します。
6. 私たち市民団体は、「もったいない」が生み出す資源を有効に利用できる地球にやさしいまちをめざすために、3Rの考え方、省エネルギー・新エネルギーについて理解を深めるとともに、環境負荷の小さい生活スタイルの普及及びその情報の提供に努めます。
7. 私たち市民団体は、20年・30年先の松阪の姿を考え、みんなで協力して行動していくために、環境教育・環境学習の機会を充実させるよう努めます。
8. 私たち市民団体は、上記に示す行動指針のほか、松阪市環境基本計画で示す環境にやさしい行動の実践に努めます。

## 事業者の行動指針

1. 私たち事業者は、めざすべき環境像・環境ビジョンを共有し、市民、市民団体、行政と協働しながら、その実現に向けて努力していきます。
2. 私たち事業者は、人も生き物もおいしく感じる水を取り戻し、守っていくために、森林の保全などに協力するとともに、水辺環境に配慮した事業の実施に努めます。
3. 私たち事業者は、多様な生き物が暮らすことのできる自然を守り育てるため、動植物に配慮した開発などに努め、自然と共生できる事業活動に取り組みます。
4. 私たち事業者は、安全で健やかに暮らすまちをめざすために、法律や条例などを遵守するほか、近隣住民及び環境負荷の低減に配慮した事業活動に努めます。
5. 私たち事業者は、松阪らしさを引き継ぎ伝えていける、快適で魅力あふれるまちを守っていくために、歴史文化遺産などの保全、環境にやさしい景観・空間づくりに協力します。
6. 私たち事業者は、「もったいない」が生み出す資源を有効に利用できる地球にやさしいまちを守っていくために、3Rに配慮した事業活動、省エネルギー・新エネルギーに関する取り組みを実践し、環境負荷の小さい事業活動を通じて地球温暖化の防止に努めます。
7. 私たち事業者は、20年・30年先の松阪の姿を考え、みんなで協力していくために、環境に関する取り組みを広く公開するとともに、事業所内外において環境教育・環境学習に積極的に取り組みます。
8. 私たち事業者は、上記に示す行動指針のほか、松阪市環境基本計画で示す環境にやさしい行動の実践に努めます。

## 6. 市の行動指針

### 1) 環境施策の推進

市は、「松阪市環境基本計画」に盛り込まれた施策の内容に沿って、うるおいある豊かな環境の保全と創造に関するすべての事業を推進していくことを責務として、計画に示された「うるおいある豊かな環境につつまれるまち まつさか」の実現に向け全力で取り組みます。

### 2) 一事業者としての環境負荷の低減の取り組み

環境施策を推進する一方で、市は自らも一事業者であることから、省エネルギー・省資源や廃棄物の削減、リサイクルの推進、グリーン購入\*の実施など、率先して環境への負荷の低減に取り組む必要があります。このことから、平成12年に策定した「エコフィスアクションプログラムまつさか(松阪市地球温暖化対策率先実行計画)\*」に基づき、Matsusaka-EMS\*と連携して環境にやさしい取り組みを進めていきます。

#### 【エコフィスアクションプログラムまつさかの目的】

松阪市は、さまざまな政策や事業を行う行政の主体としての役割のほか、各種の物品の購入・使用や建築物の建築・維持管理など、事業者や消費者として、通常の経済活動の主体としての性格を併せ持っています。

経済活動の主体として地方公共団体の占める位置は大きく、温室効果ガス\*の排出に大きく関わっています。

松阪市は大規模な事業者であり消費者の立場から、地球温暖化\*防止のための行動を自ら率先して実行することにより、環境への負荷の低減を図ります。

それとともに、市民・事業者の行う地球温暖化防止に向けての自主的な取り組みを促進することを目的とします。

#### 【取組の内容】

エコフィスアクションプログラムまつさかにおいて以下のテーマごとに基本的な行動を実践することで環境への負荷の低減を図ります。

- ◆省エネルギー、省資源並びに廃棄物の減量・リサイクルの推進
- ◆グリーン購入の推進
- ◆職員に対する啓発等
- ◆新エネルギー\*設備等導入の推進